

管理 No.	f 044
--------	-------

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署：福祉部障がい福祉課
(自立支援給付係 ／内線:2794)

根拠区分	法律 ・ 条例	
処分の名称	職権による介護給付費等の支給決定の変更	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)
	根拠規定条項	第24条第2項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (平成18年厚生労働省令第19号)
	基準規定条項	第12条 第16条
	処分基準	介護給付費等の支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者につき、現に受けている支給決定に係る障害福祉サービスの支給量を変更する必要があると認めるときは、職権により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第12条に掲げる事項を勘案して支給決定の変更の決定を行うことができる。
行政手続法(条例) 第13条適用関係	弁明の機会の付与	
本票の作成日	平成29年2月3日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	